

平成31年4月1日の山形市保健所開設に伴い、山形市内の薬局、店舗販売業、高度管理（管理）医療機器販売・貸与業、毒物劇物販売業等に関する手続きについては、山形市保健所で行うこととなります。

また、立入検査も山形市保健所が行います。

[山形市保健所]

山形市城南町 1-1-1 霞城セントラル

担当 保健総務課医事薬事係（霞城セントラル4階）

駐車場 霞城セントラル駐車場、山形駅東口交通センター駐車場



山形市保健所が行う主な業務

- ・ 薬局（新規・更新申請、変更・廃止届、管理者兼務許可申請等）
- ・ 店舗販売業（新規・更新申請、変更・廃止届、管理者兼務許可申請等）
- ・ 高度管理医療機器販売業等（新規・更新申請、変更・廃止届、管理者兼務許可申請等）
- ・ 管理医療機器販売業等（新規届、変更・廃止届、届出済証明申請等）
- ・ 毒物劇物販売業（新規・更新登録申請、取扱責任者設置届、変更・廃止届等）
- ・ 毒物劇物業務上取扱者届

許可申請・届出様式は、これまでのものから変更になります。

また、許可申請に係る手数料は、県証紙ではなく、現金で支払うこととなります。山形市保健所準備課（平成31年4月1日以降は、山形市保健所保健総務課医事薬事係）にお問い合わせください。

注意

次の業務については、引き続き「村山保健所」が担当します。

- 卸売販売業、配置販売業、再生医療等製品販売業に関する業務
- 麻薬、向精神薬、覚せい剤原料に関する業務（免許関係含む）
- 薬剤師免許、販売従事登録に関する業務

※山形市以外の事業所については、これまでどおり村山保健所が担当します。

[問い合わせ先]

村山保健所保健企画課医薬事室 023-627-1184

山形市保健所準備課 023-616-7261

（平成31年4月1日以降は、山形市保健所保健総務課医事薬事係）